アメリカ合衆国　カリフォルニア　93030，オックスナード，スタージス　ロード　3001	クロマックス　テクノロジーズ，インコーポレイテッド	取消2010―301117　〃
アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン，スイート402，サウス・フレンチ・ストリート110，ペンシルバニアビルディング	アイエムエス・ソフトウェア・サービスィズ・リミテッド	取消2010―301175　〃

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成23年8月5日

特許庁長官

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年8月5日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年７月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　川村鉄建工業株式会社　川村　一幸　愛知県海部郡蟹江町八幡二丁目１番地　国土交通大臣許可（般―19）第19972号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、鉄筋工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年６月23日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年8月5日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年７月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アールプランナー　古賀　祐介　愛知県名古屋市天白区池場二丁目3216番地　国土交通大臣許可(般―19)第22145号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年６月23日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年8月5日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年７月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大津鉄工株式会社　大津　尚彦　愛知県弥富市五斗山三丁目138番地２　国土交通大臣許可（般―21）第23122号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年６月23日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年8月5日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年７月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　フォーム断熱株式会社　谷崎　　孝　三重県津市安濃町田端上野874番地の52　国土交通大臣許可（般―18）第21776号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年６月22日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年8月5日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年７月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社オクデン　奥村　　栄　三重県名張市さつき台２番町381番地　国土交通大臣許可（般―20）第20225号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月１日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

積立式宅地建物販売業法第29条の規定に基づく公告

積立式宅地建物販売業法（昭和46年法律第111号）第29条の規定による公告をすべき旨の請求があったので、同条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年8月5日

国土交通大臣　大畠　章宏

平成15年１月31日付けで破産宣告を受けた太平住宅株式会社（破産宣告時の住所及び代表者：東京都新宿区西新宿１丁目20番１号　前田一男）が講じた積立金等保全措置について同法第25条第１項の規定による権利を有する者は、この公告の日から平成23年10月４日までの間に積立式宅地建物販売業者営業保証金規則（昭和46年法務省・建設省令第２号）第５条の規定に基づき、申出書二通に前記の権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出されたい。なお、前記の期間内に申出をしないときは、この公告に係る積立金等保全措置についての権利の実行の手続から除斥される。

〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－３
国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課
（電話03―5253―8289）

建築士懲戒処分取消公告

平成21年６月19日に一級建築士仲盛昭二（登録番号第126973号）に対して行った一級建築士免許取消処分を平成23年７月15日に取り消したので、公告する。

平成23年8月5日

国土交通大臣　大畠　章宏

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第９００４５号
東京都三鷹市大沢５丁目２番６号
申立人　細谷　律子
本籍東京都三鷹市下連雀３丁目145番地、最後の住所東京都三鷹市下連雀３丁目１番25号、死亡の場所東京都三鷹市、死亡年月日推定平成22年９月５日、出生の場所愛知縣名古屋市中區千早町、出生年月日大正８年４月21日、職業無職
被相続人　亡　細谷　和子
事務所東京都八王子市明神町４丁目５番３号
橋捷ビル６階　八王子総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　番場　弘文
東京家庭裁判所立川支部

平成２３年（家）第２５８号
石川県河北郡内灘町字旭ケ丘272番地３
申立人　田村　良子
本籍新潟県北蒲原郡水原町中央町２丁目714番地、最後の住所新潟県北蒲原郡水原町岡山町13番地23号、死亡の場所新潟県北蒲原郡水原町、死亡年月日平成６年10月28日、出生の場所新潟県北蒲原郡安野村、出生年月日明治32年10月18日、職業無職
被相続人　亡　佐藤　シツ
事務所新潟県新発田市住吉町５―12―22ＳＷビル４階　三浦法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三浦　三厳
新潟家庭裁判所新発田支部